

## 第1章 会員規約

### 第1条（会員規約の目的）

会員規約は、株式会社バーチャルペイメント（以下「当社」という）が発行するカードレス仕様のハウスカード（以下「カード」という）による信用販売（以下「ショッピング」という）の取り扱いを規定することを目的とします。

### 第2条（総則）

1. 会員規約は、これに同意したうえで、当社所定の申込書（以下「申込書」という）に記入した方（以下「申込者」という）が申込書を加盟店に提出した時点から効力を有し、当社所定の審査により可決判定となった時点で成立します。なお、可否判定の審査結果は、加盟店を介しての通知によります。
2. 当社は、当社が可決判定した個人または法人（個人事業主を含めて、以下「会員」という）に対して、会員資格を付与します。
3. 前項に伴い、会員は、会員規約を遵守する責を負います。
4. 当社は、会員と加盟店との双方合意によって、加盟店が営む不動産賃貸業、不動産管理業、不動産取引業にかかる契約（以下「原契約」という）が成立したものとして扱います。これにより、当社は、原契約で会員負担と定めた費用について、会員資格を有する期間内にショッピングの利用ができるものとして扱います。

### 第3条（基本機能）

1. 使い過ぎの防止などの消費者保護、かつ、スキミングなどのカード犯罪を回避すること目的として、カードは、一般的なクレジットカードとは異なる基本機能を有し、具体的には次の各号によります。
  - ① 会員番号や有効期限などが記載されたリアルカードを発行しません。カードレス仕様となります。
  - ② 有効期限は、ショッピングの利用代金を完済した日から1ヵ月後を原則とし、同時にカードは自動的に退会となります。
  - ③ カードの更新はありません。
  - ④ 年会費は、永久無料とします。
  - ⑤ カードレス仕様のため、暗証番号の登録がありません。
  - ⑥ カードレス仕様のため、盗難紛失保険の付帯がありません。
  - ⑦ 家族会員の制度はありません。
  - ⑧ キャッシングサービス等はありません。
2. カードによるショッピングの利用は、次の各号に限定されます。
  - ① 原契約の当事者である加盟店
  - ② 会員契約に付帯する保証契約等の当事者であり、滞納保証機能を有する保証会社  
VISA/Master/JCB/AMEX/Dinersなどの国際ブランド加盟店で汎用的に利用ができる機能はありません。

### 第4条（ショッピングの対象）

1. ショッピングの対象は、原契約で定めた次の各号とします。
  - ① 毎月定額で会員負担となる費用
  - ② 毎年定額で会員負担となる費用
  - ③ 該当月のみ会員負担となる費用
  - ④ その他、原契約により会員負担とし、対象とすべき費用
2. 会員契約に付帯する保証契約等で定める保証料を会員負担とするときは、これもショッピングの対象とします。

### 第5条（ショッピングの利用方法）

1. カードレス仕様のショッピングの利用においては、会員の特定について、契約番号等は使用せず、原契約に定める物件の名称や所在地、原契約の当事者となる会員名称を使用します。
2. ショッピングの利用は、次の各号による当社所定の書面（以下「契約書等」という）に対して、会員が署名する方法に限定します。
  - ① 申込書
  - ② 契約書
  - ③ 変更届、または、売上伝票
 なお、会員以外の署名による契約書等は、無効の扱いとします。
3. ショッピングは1回払いを原則とします。ただし、第15条の定めに従い、あとからリボルビング払いに変更ができます。

### 第6条（現金受領等の取り扱い）

1. 信用情報の保護を目的として、当社と加盟店との双方合意によって、原契約で会員負担と定めた費用の一部または全部について、ショッピングの取り扱いを行わず、加盟店による現金受領や収納代行など、課金手段を変更することがあります。
2. 信用情報の保護を目的として、当社と加盟店との双方合意によって、ショッピングの利用後に、これをキャンセルとすることがあります。

### 第7条（利用限度額）

1. 利用限度額は、原契約で定めた定額費用の月額上限を原則とします。
2. 同一会員において原契約が複数存在するときは、原契約と同数の会員資格の付与となることをふまえ、個々の利用限度額の合計額が利用限度額となります。
3. 前各項をふまえ、当社は、ショッピングの利用代金を合算した未決済残高として、利用限度額を管理します。
4. 次の各号に該当した場合、当社は、当社所定の審査を行い、利用限度額の増減（一時的な増減ではありません）を行います。
  - ① 原契約で会員負担と定めた費用が著しく増減した都度
  - ② あとからリボルビング払いの申請の都度

### 第8条（支払可能見込額の調査）

割賦販売法の支払可能見込額の調査の定めにより、申込者および会員は、当社に対して、これに要する資料を提出することを承諾します。

### 第9条（売上債権の譲渡）

1. 会員は、ショッピングの利用に伴い、加盟店の会員に対する債権（以下「売上債権」という）が次の各号によることを承諾します。
  - ① 当社が加盟店に立替払いですること
  - ② 立替払いにより、売上債権が加盟店から当社に譲渡されること
  - ③ 売上債権の特定と内容の確認にかかる情報が当社に開示されること
2. 売上債権の譲渡は、売上締日である毎月15日（土日祝日のときは前営業日）に実行します。

### 第10条（利用代金明細書）

1. 契約書等での会員所定に従い、当社は、売上締日後の第一営業日に、電子メールで利用代金明細書を送信します。この場合、会員は、当社からの電子メールの不着を防止する措置として、電子メールの受信環境などを整備します。
2. 前項で使用する電子メールのアドレスを変更する場合、会員は、当社に対して、速やかに変更内容を届け出ることが必要になります。
3. 会員が前各項によらず、当社からの電子メールが不着となったときは、通常到着すべき時に到着したものとして扱います。

### 第11条（弁済金の支払期日、支払方法）

1. ショッピングの利用に伴う弁済金の支払期日は、原契約の定めにかかわらず、毎月27日（土日祝日のときは翌営業日）とします。
2. 弁済金の支払方法は、会員所定の金融機関による口座振替とし、新規登録や変更の手続きは、次の各号によります。
  - ① 口座振替依頼書に記入、届出印を捺印する方法
  - ② インターネットで登録する方法
  - ③ キャッシュカードをPay-easy（ペイジー）で登録する方法
3. 前項の手続きが完了しないときの弁済金の支払方法は、次の各号とし、これに要する費用は会員負担とします。
  - ① 当社所定の銀行振込
  - ② 当社所定のコンビニエンスストア払い

### 第12条（弁済金の支払結果）

1. 前条に定める弁済金の支払いが履行されず、未収となった場合、当社は、会員に対して、電話や電子メール等による督促を行うことができます。
2. 会員は、前項の督促に従い、督促で通知された期日までに、未収となった弁済金について、当社所定の銀行振込で支払うことを確約します。なお、これに要する費用、下記の督促に伴う事務手数料は、会員負担とします。
  - ・督促1件について1,000円（消費税別）
3. 当社は、未収となった弁済金等を次回の口座振替に加算する共連れを行うことができます。

### 第13条（遅延損害金）

1. 弁済金の支払いが遅滞した場合、会員は、支払期日の翌日から返済日までの期間を対象として、弁済金の元金に対して、年14.60%（年365日の日割り計算）の遅延損害金を負担します。
2. あとからリボルビング払いを利用し、期限利益の喪失により全額返済することに至った場合、会員は、期限利益の喪失日の翌日から返済日までの期間を対象として、未決済残高に対して、商事法定利率である年6.00%（年365日の日割り計算）の遅延損害金を負担します。

### 第14条（弁済金の充当順序）

ショッピングの利用に伴い、会員からの弁済金が、会員が当社に支払うべき債務を完済させるに足りない場合、当社は、次の各号に従い、

元本、遅延損害金、手数料、そのほかの債務の順序で充当します。ただし、あとからリボルビング払いの支払停止の抗弁にかかる債務は、割賦販売法の定めによります。

- ① 遅延損害金 その発生の早いものから順次に充当
- ② 手数料 支払うべき時期が早いものから順次に充当
- ③ そのほかの債務 手数料の料率の高いものから順次に充当  
なお、料率が等しいものは債務が発生した時期が早いものから順次に充当

第15条（あとからリボルビング払い）

1. 会員が当社に電話で申請し、当社が可決判定したときは、ショッピングの利用代金について、あとからリボルビング払いへの切り替えができます。ただし、あとからリボルビング払いの対象は、該当月のみ会員負担となる費用とします。
2. あとからリボルビング払いの申請の締切日は、前月 10 日（土日祝日のときは前営業日）とします。
3. あとからリボルビング払いへの切り替えに伴い、会員は、手数料を負担します。なお、手数料は、最初の支払期日の翌日を起算日とし、毎月の支払期日の未決済残高（付利単位 100 円）に対して、下記の手数料率（実質年率）を日割りで計算した金額とします。

手数料率（実質年率）	年 365 日	14.60%
	年 366 日	14.64%

4. あとからリボルビング払いで毎月返済する元金は、下記（元金定額 With out 方式）とし、あとからリボルビング払いへの切り替えの申請のときに会員が指定した金額とします。

売上締日時点での未決済残高	毎月返済する元金	1 万円単位 で増額可
10 万円以下	2 万円	
10 万円を超えて 20 万円まで	4 万円	
以後 10 万円増加ごとに	2 万円増加	

・弁済金の具体的算定例（利用代金が 10 万円の場合）

支払時期	1 回目	2 回目	3 回目
未決済残高	100,000 円	80,000 円	60,000 円
弁済金	21,200 円	20,992 円	20,720 円
元金充当分	20,000 円	20,000 円	20,000 円
手数料充当分	1,200 円	992 円	720 円
	100,000 円 ×14.60% ÷365 日 ×30 日	80,000 円 ×14.60% ÷365 日 ×31 日	60,000 円 ×14.60% ÷365 日 ×30 日

5. 当社に電話で申請することによって、会員は、あとからリボルビング払いにかかる未決済残高の全部または一部を繰り上げて返済することができます。なお、未決済残高が 2 万円未満となったときは、残金の一括払いとします。

第16条（手数料率の変更）

金融情勢の変化、または、そのほかにも相当の事由がある場合、当社は、手数料率（実質年率）を一般に行われる程度のものに変更できます。なお、変更後の未決済残高は、変更後の手数料率（実質年率）を適用します。

第17条（支払停止の抗弁）

1. あとからリボルビング払いへの切り替えを行い、社会通念上、加盟店がすべき義務が履行されず、会員が有する権利が侵害されるなどの事由が認められる場合、当該事由が解消されるまでの期間において、会員は、当社に対して、当該事由にかかる利用代金の支払いを停止することができます。
2. 会員は、支払停止の申請を行う前に、あらかじめ当該事由の解消のため、加盟店と交渉します。
3. 支払停止の申請を行う際、会員は、当社に対して、当該事由を記載した書面（添付資料を含みます）を提出し、かつ、会員は、当社からの要請に従い、当社の調査に協力します。
4. 前各項に従い、会員が支払停止の申請を行った場合、当社は、速やかに当社所定の手続きを開始します。
5. 次の各号のいずれかに該当するときは、支払停止の申請を行うことができません。
  - ① ショッピングの利用が割賦販売法の適用を受けないとき
  - ② ショッピングの利用が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当するとき（営業目的など）
  - ③ 1 回のショッピングの利用にかかる現金価格が 3 万 8 千円に満たないとき
  - ④ 会員による支払停止が信義に反すると認められるとき
  - ⑤ 前各号のほか、支払停止の抗弁事由が会員の責務によるとき
6. 当社が支払停止に相当する額を控除したうえで、控除後の金額を請

求したときは、当然に会員がその支払責任を負います。

第18条（紛議の解決）

会員は、加盟店との取引にかかる紛議について、原則として、加盟店と交渉して、直接解決する必要があります。

第19条（個人情報の保護）

当社は、個人情報の保護に関する法律に従い、個人情報を保護したうえで、次の各号により、第三者に対する提供、開示、漏洩、または、目的外使用が発生しないように適切な措置を講じます。

- ① 社内体制の整備  
管理責任者を配置したうえで、関係法令と社内規則の徹底
- ② 個人情報の収集  
その利用目的を明らかにして個人情報を適正な方法で収集
- ③ 個人情報の保有  
個人情報の保護に要する安全対策（システムのセキュリティを含みます）を実施
- ④ 個人情報の利用  
個人情報の保護の重要性を深く認識したうえで、その目的の範囲内において利用
- ⑤ 適切なる対応  
開示、訂正、削除を求められたときは本人の権利を尊重
- ⑥ 継続的な改善  
個人情報の取り扱いや社内規則の見直しを繰り返し実施

第20条（業務委託）

当社は、会員規約にかかる業務を第三者に委託できるものとし、この場合、当社は、個人情報の保護の水準を十分に満たしている委託先を選定したうえで、前条に伴う管理責任を負います。

第21条（届出事項の変更）

1. 当社に対する届出事項に変更が生じた場合、会員は、当社に対して、変更内容を報告することが必要になります。
2. 当社が適法に取得した個人情報などにより、届出事項に変更があると判断した場合、当社は、当該変更内容にかかる報告があったものとして扱います。

第22条（表明保証）

1. 申込者および会員は、当社に対して、会員規約の成立日以降、次の各号が真実、かつ、正確であることを証明し、保証します。
  - ① 正確性  
会員規約の成立にあたり、当社に提供した情報は正確であり、かつ、当社に重要な情報がすべて開示されていること
  - ② 有効性  
会員規約は、これが成立した会員において、有効で、かつ、拘束力があること
  - ③ 行為能力  
会員規約にかかる権利行使と義務履行のための行為能力を有すること
2. 申込者および会員が法人名義のときは、次の各号を前項に追加します。
  - ① 社内手続き  
会員規約の遵守に対して、定款や社内規則等により求められる内部手続きを適正に完了していること
  - ② 適法性  
会員規約の遵守は、割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律などの関係法令、定款や社内規則等に抵触せず、会員規約の違反や債務の不履行などの事由にならないこと
  - ③ 非詐害性  
会員規約を成立したことが詐害行為取消の対象とはならず、知りうる限りにおいて、会員規約に対する詐害行為取消、または、異議を主張する第三者が存在しないこと

第23条（取引時確認）

1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律により、申込者および会員は、当社が取引時確認を求めることについて、次の各号を同意します。なお、法人名義のときは、実質的支配者も取引時確認の対象とします。
  - ① 当社からの要請に従い、取引時確認に要する運転免許証、健康保険証、旅券、商業登記簿謄本などの公的証明書（写しを含みます）、または、そのほかの資料（総称して、以下「本人確認書類」という）を提出すること
  - ② 入会以降も引き続き、当社からの要請に従い、本人確認書類を

提出すること

- ③ 当社所定の保護措置を講じたうえで、提出した本人確認書類が返却されないこと
  - ④ 当社が本人確認書類を確認し、取引時確認の記録簿を作成すること
  - ⑤ 当社が取引時確認にかかる業務を委託することがあること
  - ⑥ 外国 PEPs 関係者は、取引時確認がさらに厳格になること
2. 当社所定の期間内に、前項が完了しない場合、当社は、入会申込の謝絶、または、会員資格の取消を行うことができます。

#### 第24条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者および会員は、自己、自社が暴力団または暴力団関係企業に該当しないこと、かつ、自己、自社の役員と従業員に次の各号に該当する者（以下「暴力団員等」という）が将来にわたっても存在しないことを確約します。
  - ① 暴力団員
  - ② 暴力団でなくなった時から5年を経過しない者
  - ③ 暴力団準構成員
  - ④ 総屋等
  - ⑤ 社会運動等標ぼうゴロ、または、特殊知能暴力集団等
  - ⑥ テロリスト
  - ⑦ 前各号に準じる者、または、前各号の共生者
2. 申込者および会員は、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - ① 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していること認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等に対して資金等を提供し、または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
3. 申込者および会員は、自らが、または、第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または、暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて、当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為
  - ⑤ 前各号に準じる行為
4. 本条-第1項ないし第3項に該当すると具体的に疑われる場合、当社は、申込者および会員に対して、任意に事実関係の調査ができ、申込者および会員は、当社の調査に協力します。
5. 本条-第1項ないし第3項に違反している疑いがあると当社が認めた場合、当社は、入会申込の謝絶、または、会員資格の取消を行うことができます。

#### 第25条（会員資格の取消）

1. 次の各号のいずれかに会員が該当した場合、当社は、会員に対する通知、催告なしで、会員資格の取消を行うことができます。
  - ① 監督官庁から営業取消や業務停止などの処分を受けたとき
  - ② 手形または小切手の不渡りが発生したとき、一般の支払の停止など信用状態の悪化が顕著なとき
  - ③ 差押、仮差押、保全差押、仮処分、そのほか強制執行の申立てを受けたとき、滞納処分を受けたとき
  - ④ 破産手続開始、民事再生、特別清算、会社更生、そのほか裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき、または、自らこれを申し立てたとき
  - ⑤ 会社の精算に入ったとき、解散の決議をしたとき（ただし、会社合併の事由は除きます）
  - ⑥ 個人や法人の特定、または、信用状況の判断にかかる事実について、虚偽の申告をしたとき
  - ⑦ 会員規約に違反したとき
  - ⑧ 会員が所在不明に至ったとき、または、死亡したとき、親族等から連絡によって会員の死亡を確認したとき
  - ⑨ あとからリボルビング払いの利用者で、支払期日に弁済金の支払を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告したにもかかわらず、その期間内に支払われなかったとき
  - ⑩ 個人や法人の営業活動のためのショッピングの利用に該当し、その弁済金の支払いを1回でも遅滞したとき
  - ⑪ 当社が認めた場合を除き、口座振替の登録、変更の手続きの開始から2ヵ月を経過しても完了しないとき
  - ⑫ 複数保有する会員資格において、ほかの会員資格が前各号のいずれかに該当したとき
  - ⑬ 前各号のほかには会員資格の取消が妥当と当社が判断できる事

由が生じたとき

2. 当社が会員資格の取消を行なった場合、当社は、加盟店に連絡のうえ、ショッピングの利用を停止し、同時にすべての利用限度額を抹消します。
3. 会員資格の取消以降にショッピングを利用できたとはいえども、これにより生じた債務は、当然に会員がその支払責任を負います。

#### 第26条（期限利益の喪失）

第22条、第23条、第24条のいずれかに該当して会員資格の取消に至った場合、会員は、会員規約による一切の債務について、当然に期限利益を失い、当社に対して、当社所定の銀行振込により、直ちに債務の全額を支払うことを確約します。

#### 第27条（会員規約の変更）

当社は、当社所定の手続きにより会員規約を変更でき、変更した会員規約をホームページなどで公表します。なお、公表後に、ショッピングの利用に伴う売上債権を当社が加盟店に立替払いしたときは、変更した会員規約を会員が同意したものと扱います。

#### 第28条（会員規約の問い合わせ）

会員規約の問い合わせなどは、第33条に記載する窓口で受付します。

#### 第29条（準拠法）

会員規約にかかる準拠法は、すべて日本国法とします。

#### 第30条（合意管轄裁判所）

会員規約について紛争が生じた場合、会員は、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、または、当社の本社を管轄する簡易裁判所、地方裁判所を管轄裁判所とすることを承諾します。

以上

#### 付属規約（個人情報の取り扱いに関する同意条項）

#### 第31条（個人情報の収集、保有、利用）

1. 申込者および会員は、当社所定の保護措置を講じたうえで、次の各号の情報（以下「個人情報」という）を当社が収集、保有、利用することを同意します。
  - ① 申込書に記載した情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールのアドレス、家族構成、住居、居住年数、勤務状況など）、法人や個人事業主の状況の情報、決済口座の情報、または、申込書以外で当社に届け出た情報
  - ② 申込書に記載した申込日、契約書等に記載した契約日とその終了予定日、カードの名称、契約番号、有効期限、契約額、支払回数
  - ③ ショッピングの開始後の利用残高、返済状況
  - ④ 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づいて、取引時確認のために当社に提出した本人確認書類に記載された情報
  - ⑤ 収入確認のために当社に提出した源泉徴収票、所得証明、決算書などに記載された情報、支払能力を調査するために当社に申告した資産、負債、収入状況などの情報
  - ⑥ 公的機関から当社が取得した住民票などに記載された情報、公的機関が公開する情報  
※公的機関への交付申請時は、法令などにより、本項-第①号ないし第③項の情報の一部の開示が必要になります。
  - ⑦ 官報や電話帳や住宅地図などで一般向けに公開される情報
  - ⑧ 通話や対面により当社が独自で知り得た情報（記録媒体に音声や映像を記録した情報を含みます）
2. 申込者および会員は、当社が前項を遂行する目的が次の各号によることを同意します。
  - ① 入会申込の審査、会員規約の成立後の与信判断にかかる審査や与信管理
  - ② 問い合わせや相談などに対する回答、アフターサービスの実施、個人情報の開示請求時の対応
  - ③ 現行商品やサービスの改善、新たな商品やサービスの開発

#### 第32条（信用情報機関への登録、利用）

1. 申込者および会員は、当社が支払能力を調査するために、当社が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関が提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、申込者および会員の個人情報が登録されているときはこれを利用することを同意します。
2. 申込者および会員は、当社によって、カードの取引に関する客観的な取引事実に基づいた個人情報が加盟信用情報機関および提携信

用情報機関に登録され、その加盟会員会社によって、申込者および会員に対する支払能力の調査のために相互利用されることを同意します。

3. 当社の加盟信用情報機関は下記とします。なお、加盟信用情報機関に登録されている個人情報、割賦販売法によって、支払能力の調査以外の目的での使用は禁止と規定されています。

① 加盟信用情報機関

名称	株式会社シー・アイ・シー (CIC) 割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関
所在地	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階
フリーダイヤル	0120-810-414
ホームページ	<a href="http://www.cic.co.jp/">http://www.cic.co.jp/</a>
登録情報	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等 契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報等 利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等
登録期間	1. 会員規約にかかる入会申込をした事実は、当社が株式会社シー・アイ・シーに照会した日から6ヵ月間 2. 会員規約にかかる客観的な取引事実は、契約期間中および契約終了後5年以内 3. 債務の支払いを延滞した事実は、契約期間中および契約終了後5年間

② 提携信用情報機関

名称	株式会社日本信用情報機構 貸金業法に基づく指定信用情報機関
所在地	〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1
電話番号	0120-441-481
ホームページ	<a href="http://www.jicc.co.jp">http://www.jicc.co.jp</a>
名称	全国銀行個人信用情報センター
所在地	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1
電話番号	03-3214-5020
ホームページ	<a href="http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html">http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html</a>

株式会社シー・アイ・シーならびに上記の提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク (CRIN) を構築しています。

上記の各提携信用情報機関の加盟会員会社名などは各機関のホームページに掲載されています。なお、上記の各提携信用情報機関に登録されている情報の開示は、当社ではなく、各提携信用情報機関が行います。

第33条 (個人情報の開示、訂正、削除)

1. 申込者および会員は、当社および加盟信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に従い、自己の個人情報の開示を請求することができます。

① 当社の窓口

名称	株式会社バーチャルペイメント
登録番号	関東経済産業局 関東 (包) 第 108 号 家賃債務保証制度 国土交通大臣 (1) 第 28 号
所在地	〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-11-2 イトーピア岩本町二丁目ビル 3 階
電話番号	03-5835-2200
ホームページ	<a href="http://smchd.jp/vp/">http://smchd.jp/vp/</a>

② 加盟信用情報機関の窓口

株式会社シー・アイ・シー

2. 開示請求により万一登録内容が事実と相違していることが判明した場合、申込者および会員は、当該情報の訂正、削除の請求ができます。

第34条 (本同意条項に対する不同意)

1. 申込者が申込書に必要事項を記載しない場合、当社は、入会申込の謝絶を行うことがあります。
2. 会員が本同意条項の全部または一部を承認できない場合、当社は、会員資格の取消を行うことがあります。

第35条 (契約不成立の対応)

申込者は、当社が入会申込を否決判定したときでも、入会申込を行った事実と当社が取得した個人情報を当社が利用すること、かつ、当社による加盟信用情報機関への登録によって加盟会員会社に利用されることを同意します。

以上

第2章 保証委託規約

第36条 (保証会社への引き継ぎ)

当社の入会審査で否決判定、または、会員資格の喪失に至った非会員についての扱いは、次の各号によります。

- ① 非会員の保証引受の委託先  
当社から保証会社に、自動的に移管
- ② 非会員が遵守すべき約定  
会員規約から保証委託規約に、自動的に移管

なお、VISA/Master/JCB/AMEX/Diners などの国際ブランドが付帯するクレジットカード (以下「国際カード」という) によって、賃貸借契約で賃借人負担が定められた費用を支払うときは、賃貸借契約を締結した時点から、前各号の扱いとします。

第37条 (保証委託規約の目的)

保証委託規約は、株式会社レグシス (前章と同じく、以下「保証会社」という) が引受する賃貸保証の取り扱いを規定することを目的とします。

第38条 (保証委託規約の位置づけ)

1. 保証委託規約は、これに同意したうえで、保証会社所定の申込書 (前章と同じく、以下「申込書」という) に記入した方 (前章と同じく、以下「申込者」という) が申込書を賃貸人に提出した時点から効力を有し、保証会社所定の審査により可決判定となった時点で成立します。なお、可否判定の審査結果は、賃貸人を介しての通知によります。
2. 保証委託規約は、保証会社が可決判定した個人または法人 (個人事業主を含み、以下「賃借人」という) と賃貸人との間による賃貸借契約で定めた物件 (以下「本物件」という) を対象とし、賃借人は、保証委託規約を遵守する責を負います。
3. 賃貸人が保有、管理受託、媒介などを行う本物件にかかる賃貸借契約は、賃借人、賃貸人の双方合意によって成立したものと扱います。なお、保証会社の事前承認を取得せず、賃貸借契約の変更はできないものとし、これによらず変更した賃貸借契約は、保証会社に対する効力が一切生じないものとします。

第39条 (保証会社の役割)

賃貸借契約で賃借人負担を定めた費用 (以下「賃借人が支払うべき債務」という) の不履行が生じた場合、保証会社は、賃貸人に対して、保証委託規約に従い、賃借人から委託を受けた連帯保証人として負担すべき債務 (以下「連帯保証人が負担すべき債務」という) を履行します。

第40条 (保証引受の内容)

1. 保証引受の対象は、保証委託規約の有効期間内に生じた次の各号の賃借人が支払うべき債務に限定します。
  - ① 家賃、共益費、管理費など、毎月生じる固定費用 (以下「賃料等」という)、かつ、保証会社が事前承認したときは、下記の毎月生じる変動費用も賃料等に追加  
(ア) 賃借人の按分負担となる水道光熱費など  
(イ) 不定期に生じる保険料やサービス使用料など
  - ② 賃貸借契約の終了後、明け渡しの不履行に伴う賃料等に相当する損害金 (賃貸借契約の解除日の翌日から明け渡しまでの期間に生じた賃料等の日割り分の合計金額)
  - ③ 賃貸借契約の解除に至る正当な事由が存在すると保証会社が判断する場合において、本物件の明け渡しまでに要する通知、支払督促、訴訟、そのほかの法的手続きに要する費用 (弁護士費用を含みます) で、保証会社の事前承認を取得し、賃貸人が立て替えた費用

- ④ 更新時にかかる更新料
- ⑤ 短期解約に対する違約金
- ⑥ 退去予告通知の義務違反に対する違約金
- ⑦ 退去時にかかる残置物撤去費用
- ⑧ 退去時にかかる原状回復費用  
原則として、国土交通省が定める「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」による
- ⑨ その他、保証会社の事前承認を取得し、賃貸借契約で賃借人負担と定めた費用

なお、保証引受の限度額は、第①号ないし第③号は賃料等の24ヵ月分とし、これ以外は賃料等の1ヵ月分を原則とします。

2. 賃貸借契約で賃借人負担が定められたときでも、次の各号は保証引受の対象外とします。
  - ① 賃貸借契約の締結に伴う初期費用（敷金、礼金、保証金など）
  - ② 遅延損害金、督促に伴う事務手数料
  - ③ 天災、戦争などの不可抗力により生じた損害
  - ④ 火災、ガス爆発、自殺など、賃借人の故意や過失行為により生じた損害
  - ⑤ その他、前項に含まれない一切の債務

第41条（保証引受の有効期間）

1. 保証引受の有効期間は、次の各号のいずれかとなります。
  - ① 賃貸借契約を新規に締結したとき  
その締結日から本物件の明け渡しの完了日まで
  - ② 賃貸借契約を過去に締結し、すでに賃貸借を開始したとき  
保証会社が引受した日から本物件の明け渡しの完了日まで
2. 賃借人は、賃貸借契約による退去予告と同時に、保証会社に対しても、これを通知することを確約します。

第42条（保証引受にかかる費用）

1. 賃借人は、保証引受にかかる費用として、初回保証料および月次保証料を支払うことを確約します。
2. 賃借人は、初回保証料が次の各号によることを承諾します。

初回保証料	会員・非会員共通
①金額	賃貸借契約の締結に伴い通知された金額 ※口座振替の手続きが完了するまでの期間に生じる賃料等に、初回保証料を合算した金額となります
②支払期日	賃貸借契約の締結日が 1日～15日のときは、同月27日 16日～末日のときは、翌月27日
③支払方法	保証会社所定のジャパンネット銀行に対する銀行振込（これに要する費用は賃借人負担） ※口座振替による支払いではありません
④特記事項	賃貸借契約の対象となる物件の追加などで、賃料等が増額したときは、この増額分に対する初回保証料が追加負担となること 賃貸借契約の締結日以降は、初回保証料が返還されないこと

3. 賃借人は、月次保証料が次の各号によることを承諾します。

月次保証料	会員	非会員
①金額	毎月の賃料等 ×1.0% 最低月次保証料 1,000円	毎月の賃料等 ×3.5% 最低月次保証料 3,500円
②支払期日	第11条の定めによる	第43条の定めによる
③支払方法	第11条の定めによる	第43条の定めによる
④特記事項	賃貸借契約の締結日以降に賃料等が増減したときは、月次保証料もあわせて増減すること 月次保証料が日割りで返還されないこと	

第43条（賃料等の支払期日、支払方法）

1. 賃料等の支払期日は、賃貸借契約の定めにかかわらず、毎月27日（土日祝日のときは翌営業日）とします。
2. 賃料等の支払方法は、賃借人所定の金融機関による口座振替とし、新規登録や変更の手続きは、次の各号によります。
  - ① 口座振替依頼書に記入、届出印を捺印する方法
  - ② インターネットで登録する方法
  - ③ キャッシュカードをPay-easy（ペイジー）で登録する方法
3. 前項の手続きが完了しないときの賃料等の支払方法は、次の各号とし、これに要する費用は賃借人負担とします。
  - ① 保証会社所定の銀行振込
  - ② 保証会社所定のコンビニエンスストア払い

第44条（賃料等の支払結果）

1. 前条に従い、賃借人による支払いが履行されたときは、次の各号によります。
  - ① 当該資金を保証会社が賃借人に支払い
  - ② 前号により、賃借人が支払うべき債務、連帯保証人が負担すべき債務、その両方が履行されたものとしての扱い
2. 前条に従い、賃借人による支払いが履行されなかったときは、次の各号によります。
  - ① 当該資金を保証会社が負担したうえで賃借人に支払い
  - ② 前号により、賃借人が支払うべき債務は不履行とし、連帯保証人が負担すべき債務のみが履行されたものとしての扱い  
ただし、これに該当しても、支払期日の同月末日までに、賃借人が保証会社に当該資金を支払ったときは、前項と同じ扱いとします。

第45条（求償権、事前求償権）

1. 前条-第2項に該当した場合、賃借人は、賃借人が支払うべき債務を弁済した保証会社が、賃借人に対して、償還を求める求償権が発生することを確認します。
2. 求償権の発生に伴い、保証会社は、賃借人に対する通知なしで、求償権を行使することができます。なお、賃借人は、保証会社からの指示に従い、賃借人が支払うべき債務に、次の各号を加算した金額について、速やかに償還することを確約します。
  - ① 銀行振込に要する費用など、償還に要した費用
  - ② 保証会社の賃借人に対する督促に伴う事務手数料  
・督促1件について1,000円（消費税別）
  - ③ 連帯保証人が負担すべき債務の履行そのものに要した費用
  - ④ 保証会社の賃借人に対する求償権の行使、保全に要した費用  
なお、理由のいかんにかかわらず、賃借人が償還を遅滞した場合、賃借人は、遅滞の発生日から完済日までの期間を対象として、前各号を加算した償還金額に対して、年14.60%（年365日の日割り計算）の遅延損害金を負担することを確約します。
3. 賃借人が支払うべき債務は、前項の償還により履行されたものとして扱います。なお、賃借人の保証会社に対する償還の方法は、次の各号によります。
  - ① 保証会社所定の銀行振込  
三井住友銀行 高田馬場支店 普通 4646008  
株式会社レグンス
  - ② 保証会社に対する現金持参払い
  - ③ 国際カードによる支払い（対面決済・非対面決済を含みます）
  - ④ その他、保証会社所定のコンビニエンスストア払いなど
 なお、保証会社は、今回の口座振替のときに加算する共連れの方法によって、償還を求めることができます。
4. 賃借人が支払うべき債務を履行しないことについて、賃貸借契約に基づいて賃借人に正当なる事由がある場合、賃借人は、保証会社に対して、支払期日の前日までに、その事由を書面で説明することが必要になります。なお、この説明を怠った場合、賃借人は、保証会社による求償権の行使を拒否できないことを承諾します。
5. 次の各号のいずれかに賃借人が該当した場合、連帯保証人が負担すべき債務の履行前であっても、保証会社は、賃借人に対して、事前求償権を行使することができます。
  - ① 繰り返し求償権が発生させたとき
  - ② 保証会社に対する償還を怠ったとき
  - ③ その他、事前求償権の行使が妥当と保証会社が判断できる事由が生じたとき
6. 求償権、事前求償権を保証会社が行使する場合、賃借人は、民法第461条（主債務者の免責請求）による抗弁権を主張できないことを承諾します。
7. 求償権の保全のために、保証会社が必要と判断した場合、賃借人は、保証会社が公的機関から住民票等を取得することを承諾します。

第46条（保証会社による督促）

1. 賃借人が支払うべき債務の不履行に伴い、保証会社は、賃借人に対して、電話、電子メール、電報、郵便（内容証明を含みます）による通知、または、訪問（本物件の扉に手紙を挟むことを含みます）などの手段によって、賃借人の勤務先や緊急連絡先を含めて、督促を行うことができます。
2. 前項の督促の結果、賃借人が音信不通に至った場合、賃借人の安否（身体や精神の異常など）、緊急事態に陥っていない客観的事実（公共料金のメーター、郵便ポストなど）を確認することを目的として、保証会社は、賃借人から合鍵を借り受けて本物件に立ち入ることができます。

第47条（本物件の明け渡し）

- 理由のいかんにかかわらず、賃貸借契約が終了した場合、賃借人は、本物件から速やかに退去したうえで、本物件を賃借人に明け渡すことを確約します。
- 賃借人が支払うべき債務の不履行から3ヶ月の期間内において、保証会社は、賃借人による賃貸借契約の解除に基づいて、賃借人に対して、本物件の明け渡しを請求する訴訟手続きを開始できます。

第48条（残置物の処理）

- 明け渡しの成立後、本物件に残置物がある場合、賃借人は、この所有権を放棄したうえで、保証会社が残置物を搬出、運搬、処分、または、倉庫保管することを承諾します。なお、倉庫保管の期間は、最長2ヶ月間とします。
- 前項により保証会社が立て替えた費用は、そのほかの営繕費や水道光熱費などを含めて、賃借人が支払うべき債務に加算するものとし、賃借人は、保証会社に対して、速やかに償還することを確約します。

第49条（連帯保証人）

- 次の各号のいずれかに該当した場合、賃借人は、保証会社以外の連帯保証人を要することを承諾し、保証会社以外の連帯保証人を賃借人が申込書で指定した時点で、保証会社以外の連帯保証人による賃借人が支払うべき債務の履行が確約されたものとして扱います。
  - 法人名義のときは代表者個人が保証会社以外の連帯保証人となること
  - 本物件によっては保証会社以外の連帯保証人を要すること
- 賃借人は、保証会社における連帯保証人としての地位が将来的に第三者に移転することがあることを承諾します。

第50条（返還請求権）

- 賃借人に預けた敷金、保証金などにかかる返還請求権は、賃借人が支払うべき債務の担保として保証会社が譲り受けたものとし、賃借人が支払うべき債務の不履行が生じた場合、保証会社は、賃借人から敷金、保証金などを受領したうえで、当該債務の弁済に充当することができます。なお、これにより、返還請求権については、第三者への譲渡や担保の差入、そのほかの処分や権利の設定の一切を禁止します。
- 本物件が信託財産であるときは、保証会社と賃借人との協議により、返還請求権の取り扱いを決めます。

第51条（個人情報の取り扱い）

- 申込者および賃借人は、次の各号の目的により、保証会社が個人情報を収集、保有、利用することを同意します。
  - 保証引受の申込にかかる審査、保証委託規約の成立後の取引にかかる審査や債権と債務の管理（求償権を含みます）
  - 問い合わせや相談などに対する回答、アフターサービスの実施、個人情報の開示請求時の対応
  - 現行商品やサービスの改善、新たな商品やサービスの開発
- 申込者および賃借人は、次の各号の業務を遂行するために、保証会社が収集、保有した個人情報を提供することを同意します。
  - 賃貸借契約の作成、締結、更新、変更、終了に伴う業務
  - 本物件が証券化されているときなどはこれに伴う業務
  - 公的機関またはその委託者による法令に基づいた業務
  - 賃借人等の生命、身体、財産などの保全に要する業務
  - その他、保証委託規約により保証会社が履行すべき業務
- 申込者および賃借人は、前項の提供先が次の各号となることを同意します。
  - 賃借人
  - 本物件の所有者
  - 管理会社（プロパティマネージャー）
  - 資産運用会社（アセットマネージャー）
  - 不動産仲介会社
  - 保証会社所定の収納代行会社、クレジットカード会社、外部委託先、専門家（弁護士や司法書士など）
  - その他、前項の業務遂行に要する提供先
- 申込者および賃借人は、保証会社に対して、自己の個人情報の開示を請求することができます。

○保証会社の窓口

名称	株式会社レグシス
登録番号	家賃債務保証制度 国土交通大臣（1）第46号
所在地	〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-11-2 イトーピア岩本町二丁目ビル3階
電話番号	03-5835-2040

ホームページ	<a href="http://www.regsys.co.jp/">http://www.regsys.co.jp/</a>
--------	---

- 開示請求により万一登録内容が事実と相違していることが判明した場合、申込者および賃借人は、保証会社に対して、当該情報の訂正、削除の請求ができます。
- 保証会社が個人情報を完全に削除する時期は、次の各号によります。
    - 申込者 謝絶日から7年間経過後
    - 賃借人 有効期間の満了日から7年間経過後
  - 申込者が申込書に必要な事項を記入しない場合、保証会社は、保証引受の謝絶の扱いとすることができます。また、賃借人が前各項の全部または一部を承認できない場合、保証会社は、保証委託の強制解除の扱いとすることができます。

第52条（保証委託の強制解除）

- 次の各号のいずれかに賃借人が該当した場合、賃借人は、この事実を賃借人が知りえた時点をもって、賃借人により賃貸借契約が解除され、これに伴い、賃借人に対する通知、催告なしで、保証会社が保証委託の強制解除を行うことができることを承諾します。
  - 監督官庁から営業取消や業務停止などの処分を受けたとき
  - 手形または小切手の不渡りが発生したとき、一般の支払の停止など信用状態の悪化が顕著なとき
  - 差押、仮差押、保全差押、仮処分、そのほか強制執行の申立てを受けたとき、滞納処分を受けたとき
  - 破産手続開始、民事再生、特別清算、会社更生、そのほか裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき、または、自らこれらを申し立てたとき
  - 会社の精算に入ったとき、解散の決議をしたとき（ただし、会社合併の事由は除きます）
  - 個人や法人の特定、または、信用状況の判断にかかる事実について、虚偽の申告をしたとき
  - 保証委託規約に違反したとき
  - 賃借人が所在不明に至ったとき、または、死亡したとき、親族等から連絡によって賃借人の死亡を確認したとき
  - 保証会社における複数の保証引受において、ほかの物件の保証委託が前各号のいずれかに該当したとき
  - 前各号のほかに保証委託の強制解除が妥当と保証会社が判断できる事由が生じたとき
- 次の各号のいずれかに該当するなど、賃借人が賃貸借契約に違反した場合、賃借人は、この事実を賃借人が知りえた時点をもって、賃借人により賃貸借契約が解除され、これに伴い、賃借人に対する通知、催告なしで、保証会社が保証委託の強制解除を行うことができることを承諾します。
  - 本物件の用途を変更したとき
  - 本物件の占有者を変更、追加したとき
  - 第三者に対して賃借人の地位を移転したとき
  - 賃貸借契約にかかる権利を譲渡したとき、転貸したとき
  - その他、保証委託規約における特段の定めを除き、賃貸借契約にかかる義務を履行しないとき
- 保証委託の強制解除に至ったとはいえども、償還にかかる債務は、当然に賃借人がその支払責任を負います。

第53条（保証委託規約の終了）

前条に該当しない場合、保証委託規約は、賃貸借契約の終了に伴い、賃借人が負担すべき債務が消滅した時点で、自動的に終了します。

第54条（保証委託規約の問い合わせ）

保証委託規約の問い合わせなどは、第51条に記載する窓口で受付します。

第55条（保証委託規約の変更）

保証会社は、保証会社所定の手続きにより保証委託規約を変更でき、変更した保証委託規約をホームページなどで公表します。なお、公表後に、保証会社が連帯保証人として負担すべき債務を履行したときは、変更した保証委託規約を賃借人が同意したものとして扱います。

第56条（会員規約の準用）

保証委託規約に特段の定めのない事項は、次の各号により読み替え、これを準用します。

- 会員規約に定める「原契約」を「賃貸借契約」
- 会員規約に定める「当社」を「保証会社」
- 会員規約に定める「加盟店」を「賃借人」
- 会員規約に定める「会員」を「賃借人」

以上